三百八十　佐世保ドライ・ドック地区

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	立神町ほか	
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	赤崎町及び立神町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	赤崎町（次の図面に示す部分に限る。）、鵜渡越町（次の図面に示す部分に限る。）、鹿子前町（次の図面に示す部分に限る。）、神島町、小島町、立神町（次の図面に示す部分に限る。）、長坂町（次の図面に示す部分に限る。）、船越町（次の図面に示す部分に限る。）及び御船町（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十三度九分十秒、東経百二十九度四十二分二十三秒の点 二　北緯三十三度九分二十二秒、東経百二十九度四十二分三十三秒の点 三　北緯三十三度九分三十八秒、東経百二十九度四十二分三十八秒の点 四　北緯三十三度十分十五秒、東経百二十九度四十一分五十五秒の点 五　北緯三十三度十分十六秒、東経百二十九度四十一分四十五秒の点 六　北緯三十三度九分五十三秒、東経百二十九度四十一分十秒の点 七　北緯三十三度九分四十九秒、東経百二十九度四十一分五秒の点
			次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百八十一　赤崎貯油所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	赤崎町	
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	赤崎町、庵浦町、下船越町及び船越町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	赤崎町、庵浦町、下船越町、小島町、立神町、船越町及び前畑町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

三百八十二　佐世保弾薬補給所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	前畑町	
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	天神町、千尽町及び前畑町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	庵浦町（次の図面に示す部分に限る。）、稲荷町（次の図面に示す部分に限る。）、大宮町（次の図面に示す部分に限る。）、潮見町（次の図面に示す部分に限る。）、十郎新町（次の図面に示す部分に限る。）、大黒町、天神町、東浜町（次の図面に示す部分に限る。）、東山町、千尽町（次の図面に示す部分に限る。）、福石町、藤原町（次の図面に示す部分に限る。）、若葉町（次の図面に示す部分に限る。）、前畑町（次の図面に示す部分に限る。）及び天神一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで並びに新港町（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

		次に掲げる点を順次に結んだ線及び八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
		一　北緯三十三度九分三十九秒、東経百二十九度四十二分五十二秒の点 二　北緯三十三度九分二十秒、東経百二十九度四十三分一秒の点 三　北緯三十三度八分五十二秒、東経百二十九度四十三分九秒の点 四　北緯三十三度八分四十八秒、東経百二十九度四十三分七秒の点 五　北緯三十三度八分三十三秒、東経百二十九度四十三分十四秒の点 六　北緯三十三度八分十二秒、東経百二十九度四十三分十七秒の点 七　北緯三十三度七分四十秒、東経百二十九度四十二分五十八秒の点 八　北緯三十三度七分三十二秒、東経百二十九度四十二分三十八秒の点
		九に掲げる点と十に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域
		九　北緯三十三度八分十七秒、東経百二十九度四十一分十一秒の点 十　北緯三十三度八分四十秒、東経百二十九度四十一分八秒の点